

令和7年10月24日

令和7年12月1日をもって 現在お持ちの健康保険証利用は終了となります

12月2日以降

マイナ保険証(マイナンバーカードの保険証利用)を基本とする仕組みに移行します

マイナ保険証未取得の方

- ・マイナンバーカードを取得していない
- ・マイナンバーカードは取得したが保険証利用登録していない
- ・マイナ保険証利用を解除した
- ・電子証明書の更新を忘れた(5年更新)
- ・マイナンバーカードを返納した



「資格確認書」を発行します

発行日：令和7年12月2日
有効期限：令和9年8月31日
発送時期：令和7年11月20日前後

事業所経由で対象者の元へお届け予定

健康保険資格確認書

本人(被保険者)

記号	番号	(枝番)
氏名		
性別		
生年月日		
資格取得年月日		
有効期限		
保険者番号		
保険者名称		
保険者所在地		

お手持ちの保険証の取扱いについて

令和7年11月30日まで退職 ⇒ 回収となります。
令和7年12月1日在籍者 ⇒ 各自処分(回収せず)
(被扶養者も同じ基準となります)

以上

